

○有田川町季節労働者公衆浴場入浴料助成事業実施要綱

平成 29 年 8 月 25 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、有田川町内で農業を経営する者が、季節的な労働需要に対し、住み込みで就労(労働)する者(以下「季節労働者」という。)を雇用し、就労する期間に季節労働者が町内指定公衆浴場を利用する場合に、その入浴料を助成することにより、季節労働者の福利厚生を増進を図るとともに、農業経営の維持向上に寄与することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この事業の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 有田川町の住民基本台帳に登録された者
- (2) 有田川町内で農業を経営する者
- (3) 季節労働者を住み込みで雇用する者

(利用施設)

第 3 条 助成の対象となる町内指定公衆浴場(以下「施設」という。)は、別表第 1 の施設とする。

(助成期間)

第 4 条 助成を受けることの出来る期間は、季節労働者の雇用をはじめた日から終了する日までとする。

(助成額)

第 5 条 助成する額は、1 回の入浴につき 300 円とし、予算の範囲内で助成する。ただし、この事業の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、他の入浴料の助成制度と併用して利用することは出来ない。

(申請)

第 6 条 申請者は、事前に有田川町季節労働者公衆浴場入浴料助成申請書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第 7 条 町長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査し、助成の可否を決定し、有田川町季節労働者公衆浴場入浴料助成交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(助成の条件)

第 8 条 この要綱による助成は、受給者が施設を利用した場合に行うものとする。

(許可証等の交付)

第 9 条 町長は申請者に、受給者に対する有田川町季節労働者公衆浴場入

浴料助成許可証（様式第3号。以下「許可証」という。）及び有田川町
季節労働者公衆浴場入浴料助成券（以下「助成券」という。）を交付す
るものとする。

（助成限度）

第10条 助成の対象となる助成券交付枚数は、季節労働者1人に付き1
回14枚までとする。

（利用方法）

第11条 受給者は、施設を利用しようとするときは、入浴券購入時に許
可証の提示及び助成券一枚を受付に手渡すとともに、購入金額の差額を
入浴料として支払うものとする。

（資格喪失の届出）

第12条 受給者が次の各号に該当したときは、受給者又は申請者（以下
「受給者等」という。）は直ちに、不要となった許可証に助成券を添え
て、町長に提出しなければならない。

（1） 解雇されたとき。

（2） その他町長が必要と認めたとき

（紛失・破損等の届出）

第13条 受給者等は許可証及び助成券を紛失し、破損し、若しくは汚損
し、又は盗難にあったときは、速やかに町長に届け出なければならない。
1

2 町長は前項の届出があったもののうち、やむを得ないと認める者には、
当該紛失し又は盗難にあった分の許可証及び助成券を交付することが
できる。

（譲渡又は担保の禁止）

第14条 受給者等は、許可証及び助成券を他人に譲渡し、転貸し、又は
担保に供してはならない。

（許可証等の返還）

第15条 町長は、受給者等この要綱に違反したとき又はその他不正に許
可証及び助成券の不正使用をしたときは、交付済の許可証及び助成券を
返還させることができる。

2 前項の場合において、受給者が既に使用した助成券については金銭に
より返還させることができる。

（公衆浴場利用等に関する事項等の協定）

第16条 町長は、対象者の施設利用及び利用料金に関する事項について、
施設と協定するものとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

別表第1（5条関係）

対象施設

施設名	地番	備考
かなや明恵峡温泉	修理川 81 番地 3	
有田川町健康管理センター「しみず温泉健康館」	清水 1225 番地 1	
おおたにのゆ	大谷 150 番地 2	